

入札条件(工事請負用)

工事名	桜井浄水場法面対策及び場内道路整備工事
施工期間	平成21年3月24日から平成21年11月30日まで(予定)
入札日時	平成21年3月19日 午後4時必着

今回の入札は下記の条件により行います。

- 1 **共通事項** 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県水道局契約規程(昭和42年奈良県営水道企業管理規程第6号)その他の法令、規則などに基づいて行います。

2 **条件事項**

入札方法	電子	予 定 価 格	68,612,250円
入札回数	1回	入札書比較価格	65,345,000円
入札保証金	免除	低入札調査基準価格	58,320,150円
契約保証	要	低入札調査基準比較価格	55,543,000円
前払金の請求	可		
入札書宛名	知事		

- 3 **入札辞退** 入札を辞退される時は「入札辞退届」を提出して下さい。
- 4 落札者が連続した場所を施工中の場合は、落札金額で契約をした後、直ちに諸経費を再計算して減額の変更契約を行います。

目 次

1. 入札者心得
2. 提出書類
3. 契約の保証
4. 契約の不締結
5. 現場代理人及び主任技術者等について
6. 前払金
7. 中間前払金
8. 部分払
9. 工事实績情報登録[CORINS]
10. 下請負を使用する場合の注意
11. 建設業退職金共済制度について
12. その他

請負者名		契約日	年 月 日
		着手日	年 月 日
請負代金額 <small>(内消費税等別記)</small>	円	完成日	年 月 日
	()円		

契約書類は落札日から5日以内(休日・週休日を除く)に提出して下さい。

閲覧後は、本仕様書を必ず契約・財産係まで返却してください。
奈良県水道局

1. 入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札書を投函するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 8 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額である。

2. 提出書類（提出書類様式は、奈良県水道局ホームページよりダウンロードしてください）

提出先	書類名	部数	注記
契約係	契約締結時		
	1 建設工事請負契約書 （別紙仲裁合意書、解体工事等に要する費用を含む） （請負額100万円未満は「建設工事請書」でも可） 2 請負代金内訳書	2部 1部	契約金額は税込み額を記入（県水様式） 設計額が5,000万未満は不要
監督員	3 工程表	1部	（監督員の確認を受けること）
	4 工事（事業）着工届	1部	
	5 現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届 現場代理人・主任技術者は経歴書添付 監理技術者・専門技術者は資格者証写し添付	1部	…項目5参照
契約係	6 建設業退職金共済組合掛金収納書	1部	請負額が100万未満は提出不要 …項目11参照
	7 契約保証証書	1部	設計額が5,000万未満は不要 …項目3参照
	8 課税事業者届、免税事業者届	1部	
監督員	1 生コンクリート及び既製品の発注・承認書	2部	
	2 施工計画書	2部	（監督員と協議のうえ作成）
	3 残土処理申込書、計画書	1部	公的処分地へ残土処理の場合
	4 施工体制台帳及び施工体系図	1部	下請契約総額が3,000万以上の場合 …項目10参照
	5 建設工事下請届出書	1部	上記4以外の場合
	6 工事カルテ確認書及び受領書【CORINS】	1部	請負額500万以上の場合 …項目9参照
	7 再生資源利用〔促進〕計画書	1部	該当する工事の場合
契約係	前払金請求時		…項目6参照
	1 前払金請求書 2 保証事業会社発行の保証証書	1部 1部	
監督員	中間前金払認定請求時		…項目7参照
	1 中間前金払認定請求書	1部	
	2 工事履行報告書 3 添付資料（平面図、工程表及び写真）	1部 1部	

提出先	書類名	部数	注記
監督員	中間前払金請求時		…項目7参照
	1 前払金請求書	1部	
	2 中間前払金認定書	1部	
	3 保証事業会社発行の保証証書	1部	
監督員	部分払請求時		…項目8参照
	1 工事(事業)出来形検査請求書	1部	
	2 工事(事業)部分払(年度精算)請求書	1部	
契約係	設計変更時		
	1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は「建設工事変更請書」)	2部	
	2 工程表	1部	(監督員の確認を受けること)
	3 工事カルテ受領書の写 [CORINS]	1部	変更データ分(2,500万円以上の工事に限る。)
監督員	4 出来形測量図、出来形数量算出書及び出来形図等の関係書類	1部	
	工期延期時		
	1 工事変更請負契約書 (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は「建設工事変更請書」)	2部	
	2 工程表	1部	(監督員の確認を受けること)
監督員	3 工期延長請求書	1部	
	4 工事カルテ受領書の写 [CORINS]	1部	変更データ分(2,500万円以上の工事に限る。)

提出先	書類名	部数	注記
契約係	竣工時		
	1 返信用封筒(80円切手貼付)	1部	事成績評定送付用
<p>設計金額が500万以上で平成17年4月1日以降に契約を締結した工事について、竣工検査が終了した後、工事成績評定点を請負者に通知します。通知事務を円滑に行うため、請負者は、通知先(請負者の営業所)を明記し80円切手を貼付した封筒1通を、竣工時に工事係に提出して下さい。なお、JVによる工事については、代表者あて通知しますので、代表者あての80円切手を貼付した封筒1通を提出して下さい。</p>			
監督員	2 工事(事業)完成届	1部	
	3 工事記録写真、出来形管理表、出来形図、工事関係図(出来形測量図)及び工事報告書等の関係書類	1部	
	4 完成写真	1部	
	5 再生資源利用(促進)実施書	1部	
	6 廃棄物管理表(マニフェスト)の写し	1部	
	7 その他監督員が必要として指示した書類		
	監督員	検査完了時	
1 工事(事業)引渡書		1部	
2 工事請負金請求書		1部	
	3 工事カルテ受領書の写 [CORINS]	1部	完了データ分(2,500万円以上の工事に限る。)
監督員	手直し時		
	1 手直し工事完了届	1部	
	2 手直し写真	1部	
監督員	その他 口座振替申出書兼相手方登録依頼書(お願い) 工事代金の支払い口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用いただきますようお願いいたします。	1部	・工事代金支払口座を新規または変更登録するとき ・完了払いと前払いの口座は別口座として下さい

3. 契約の保証

落札者は、この契約締結と同時に、請負契約の債務不履行に備え、工事の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は**金銭的保証**とします。

a. 保証を要する工事 … 設計金額が5,000万円以上のものが対象となります。
平成20年6月から共同企業体で受注の場合も必要となります。

b. 履行保証措置 … 下記のいずれかの方法による保証を行ってください。

- (1) 銀行保証(銀行等)
- (2) 公共工事契約保証(建設業保証(株)の各社)
- (3) 公共工事履行保証(損害保険会社)
- (4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社) … 保険証券を寄託のこと

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合 … 発注者に保証内容変更契約書を提出のこと
- (2) 公共工事契約保証の場合 … 保証会社に変更契約書(写)を提出のこと
- (3) 公共工事履行保証の場合 … 発注者に異動承認書を提出のこと
- (4) 履行保証保険契約締結の場合 … 発注者に異動承認書を提出のこと

ただし、変更契約により当初請負契約額の30%を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

c. 保証金額または保険金額 … 請負代金額の10%以上

4. 契約の不締結

1 落札決定後、契約締結までの間に、落札者(共同企業体の場合は構成員の一部)が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当するとき。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領(平成12年4月1日監第2号奈良県土木部監理課長通知)の規定による指名停止を受けたとき。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立を含む。)をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立をしたとき。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立をしたとき又は申立をなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなします。

2 落札者が共同企業体の場合は、前項に規定する構成員を除いて共同企業体協定書の変更を申し出た場合においては、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め者以上である場合は、一部変更の仮契約を締結することがあります。

5. 現場代理人及び主任技術者等について

請負者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出て下さい。
現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができません。

・**現場代理人** …… 現場において請負人の任務の代行する者であり、工事現場に常駐し、その運営、取り締まり等を行います。

・**主任技術者** …… 建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を置かねばなりません。
工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行います。請負代金額が2,500万円以上は専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(1)

・**監理技術者** …… 特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け施工させる場合は監理技術者を置かなければなりません。監理技術者は、専任でなければなりません。

資格 = a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者
c. 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(1)

・**専門技術者** …… 1式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするとき等は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者を工事現場に置かなければなりません。

資格 = a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(1)

- 1 請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
直接的：「監理技術者資格者証」に記載されている所属建設業者のほか、技術者本人に対して「健康保険被保険者証」、当該建設業者に対しては「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」や「住民税特別徴収税額通知書」及び「当該技術者の工事経歴書」をもって確認
恒常的：個別の入札案件について、所属建設業者が入札申し込みをした日以前3ヶ月以上の雇用関係にあること。

配置技術者の留意点
建設工事の現場に配置する予定の監理技術者または主任技術者を「配置予定技術者」として入札参加資格申請及び技術提案書の提出の際に、添付資料として提出いただいておりますが、この配置予定技術者については建設業法第26条第3項の規程により、請負金額の額が2,500万円(建築工事の場合は5,000万円)以上の場合には、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬとされています。したがって、他の工事と掛け持ちすることや、建設業法第7条第1項第2号及び第15条第1項第2号に規定する「営業所の専任技術者」と兼務することはできません。
このような技術者を配置技術者として提出された場合には、入札が失格となります。

低入札基準価格を下回る契約の場合
主任(監理)技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求められます。

6. 前 払 金

請負者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の前払金を請求することができます。

- a. 対象請負代金額 … 100万円以上
- b. 請求限度額 … 請負代金額の4/10以内です。上限は3億円です。
ただし、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額で算出します。
- c. 請求期限 … 契約締結後1ヶ月以内に請求して下さい。
ただし、残り工期が1ヶ月未満の場合は請求できません。
また、3月に発注する工事については請求できない場合があります。
- d. 支払い … 請求書類の提出日から14日以内に支払います。
- e. 使途の制限 … 当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

：西日本建設業保証（株）奈良支店の所在地
〒630-8227 奈良市林小路町8-1 ニッセイビル4F
TEL0742-22-8093 FAX0742-27-1787

前払金専用口座について
平成17年4月からの「ペイオフ」解禁拡大に関連して、預金の全額が保険の対象となる『決済用預金（無利息型普通預金）』の利用についても検討してください。

7. 中間前払金

既に、前払金の支払いを受けた請負者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の中間前払金を請求することができます。

- a. 対象請負代金額 … 100万円以上
- b. 請求限度額 … 請負代金額の2/10以内です。
ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の6/10以内でなければなりません。また、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額で算出します。
- c. 中間前払金と部分払いの併用 … 中間前払金は、部分払いと併用することができます。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払いの請求は同一年度中2回を超えることはできません。また、同一年度において、部分払いの支払いを受けた後には中間前払金の請求はできません。
- d. 中間前払金の請求の要件 … 次の(1)～(3)の全ての要件を満たす場合

に中間前払金の請求ができます。また、工期及び請負代金額に変更がある場合は、中間前払金の認定請求の時点での工期及び請負代金額によります。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。
- e. 中間前払金認定請求 … 中間前払金の支払いを受けようとする場合は、あらかじめ、中間前払金の請求の要件（上記c(1)～(3)）を満たしているかどうかの確認を受けなければなりません。
認定は、原則として、請求のあった日から7日以内に行います。
 - f. 支払い … 適正な請求書類の提出日から14日以内に支払います。
 - g. 使途の制限 … 当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

8. 部 分 払

請負者は、出来高部分と一定の工事材料について、部分払の請求を行うことができます。

- a. 限度額 … 出来形額の9/10以内
- b. 回数 … 単年度予算の場合は工期中に3回以内です。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中2回を超えることはできません。
複数年度契約の場合は契約時に指示します。
- c. 出来高対象 … 下記の部分が出来高の対象となります。
現場出来形部分
工事現場に搬入済みの工事材料
製造工場等にある工場製品
- d. 出来高検査 … 「工事(事業)出来形検査請求書」の提出日から14日以内に確認の為に検査を行います。
- e. 支払い … 請求書の提出のあった日から14日以内に支払います。
ただし、請求書は出来形検査完了後に提出して下さい。

9. 工事实績情報登録 [CORINS]

全国の建設企業の工事实績に関わる情報をデータベース化して、一元管理することにより、日本国内の建設工事に関する客観データを、広く提供することを目的として行われています。

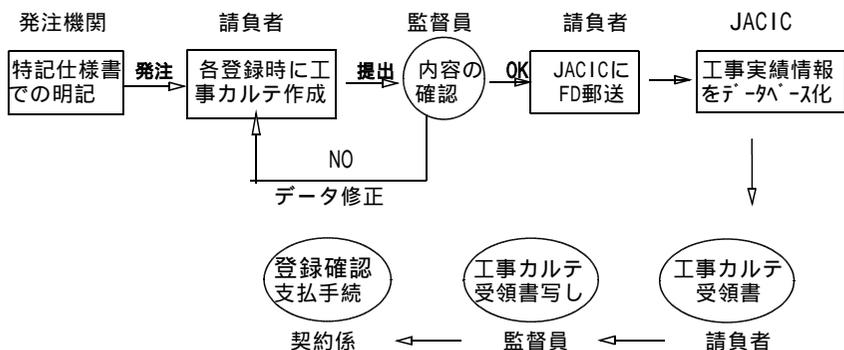
請負代金額が500万円以上の工事が対象となります。

請負者は受注時及び完成時において、「工事实績情報サービス [CORINS] 入力システム」に基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に、JACICにフロッピーディスクにより提出して、JACIC発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出することになります。

提出の時期は、以下のとおりです。

- (1) 受注時登録データ = 契約締結後10日以内
- (2) 完了時登録データ = 業務完了後10日以内
- (3) 内容変更の場合 = 変更時から10日以内

a. 手続きのフロー



b. 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカカブソアグエコービル3階
 (財)日本建設情報総合センター (JACIC)
 TEL. (03)3505-2981 / FAX. (03)3505-2966

10. 下請負を使用する場合

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び奈良県契約規則で、一括下請は禁止されているとともに部分下請についても制限を加えられています。これに違反した者は、営業停止等の行政処分の対象となります。工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の総額が3,000万円以上になるときは、下記のことを行わなくてはなりません。変更・追加をしようとする場合も同じです。

施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
 施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、上記以外の場合は、次の届出書を提出して下さい。

「建設工事下請届出書」を監督員に提出する。

<お願い>

下請業者の選定は県内建設業者をお願いします。

11. 建設業退職金共済制度に関すること

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、法律にもとづいて設けられた国の制度です。税法上、掛金の全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われるので、事業主にとっても有利な制度です。

- a. 加入手続き … 事業所所在地の建設業退職金共済機構(以下、「建退共」という。)の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

奈良県支部の所在地
 〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
 tel. 0742-22-3338 fax. 0742-23-9121

- b. 証紙購入額 … 証紙購入額は工事に従事する加入対象従業者の延べ就労日数に対応する額となっています。

加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合…延べ就労予定数の証紙を購入して下さい。

加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することが困難な場合…次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を70%として算出しています。

工事種別 総工事費	土			木		
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械設備設置
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注) 総工事費とは、請負契約額(消費税額及び地方消費税額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

- c. 収納書提出・・・請負者は契約締結後、1ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち1枚(契約者が発注者へ)を提出してください。
ただし、請負代金額100万円未満は提出不要です。
- d. 標識の掲示・・・工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」シールを掲示してください。

12.その他

奈良県土木部編「土木請負工事必携」の規定を熟読のうえ、工事施工にあたること。

「土木請負工事必携」の販売
〒630-8241 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
(社)奈良県建設業協会 tel. 0742-22-3338

<お願い>

県内産品の使用について
工事に使用する建設資材、物品等は、県内で生産されるものを優先して購入して下さるようお願いします。

県内金融機関の利用について
工事代金の支払いに係る振替先口座については、県内金融機関を優先してご利用いただきますようお願いいたします。

<お知らせ>

本県においては、平成14年4月より、契約書に「談合等による解除」及び「損害賠償の予定」条項を設け、不正に対して今まで以上に厳正に臨むこととしております。談合等と疑わしい事態が発生した場合には、全入札参加者から「工事費内訳書」を提出いただき、事情聴取することがありますのであらかじめご了承ください。
平成19年5月1日付けで契約規程の一部を改正し、契約締結権限の一部を知事から水道局長又は水道局総務課長に委任しました。
ついては、一部の契約について、水道局長又は水道局総務課長が奈良県水道局の契約名義人になる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

